

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

たつの市長 山本 実

市町村名 (市町村コード)	たつの市 (28229)	
地域名 (地域内農業集落名)	小犬丸地区 (小犬丸集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8 年 6 月 10 日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、圃場整備済の農地と未整備地の農地があるが、圃場整備済であっても1筆あたりの農地の面積が狭く、段差があるためなかなか大型機械を使った効率的な集約ができない。

また、営農組合、認定農業者及び個人管理農家で耕作を行い、遊休農地はほとんどないが高齢化が進み、後継者の育成が課題である。また、獣害があるため、その対策も必要である。

【主な作物】: 水稻、大豆、黒大豆、とうもろこし、白菜、カリフラワー、大根、キャベツ

(2) 地域における農業の将来の在り方

圃場整備を行い、農地の集約化が必要であるが、当面は現状のまま個人管理田の管理出来なくなれば、営農組合や認定農業者が耕作していく。スマート農業については現在ドローンを利用した防除を行っているがそのまま継続する。また、面積が小さい農地については来年度から新たな作物として栗の植樹を行い、収益化を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
段差があり、一筆の面積が狭いため、集積・集約化が難しい。集積・集約化してもあまり効率的でないため、目指していない。
(2)農地中間管理機構の活用方針
引き続き、利用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
ため池、水路、農道の維持管理については地域全体で取組む。ため池である大長寺池の出口がかなり傷んでいるため、漏水が著しく、下の長尾、北沢、住吉集落にまで影響があるため、対策を講じる必要がある。 また、水路もかなり傷んでおり多面的機能支払交付金により集落で少しずつは修理しているが、漏水が著しく水が行き届かないところもあるため、対策を講じる必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
希望があれば、地域内外から経営体を受け入れ、市、県、及びJA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく支援をしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
育苗や農業資材の購入、出荷についてはJAに依頼している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山が迫っているため被害が著しく、防止柵の設置等については地域全体で取組む。
 ②黒豆については減農薬で栽培している。
 ③ドローンによる防除を行っている。
 ④⑤栗の栽培を進める。